

しんくみ東海北陸健康保険組合便り



連絡先：〒453-0015
愛知県名古屋市中村区椿町3-21
電話：052-451-0291 FAX：052-453-3770



早期離職する若者の離職理由と労務管理のヒント

新卒・若手社員の早期離職が企業課題となっています。独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）が行った「若年者の能力開発と職場への定着に関する調査」結果から、「新卒就職者が初めての正社員勤務先を離職した理由」と労務管理のヒントを探ります。

●離職理由の傾向

調査は2016年に第1回、2019年に第2回、2025年に第3回が行われ、各回の対象年齢や質問項目は厳密には一致しません。

しかしながら、第2回・第3回の離職者全体の回答では、男女とも「労働時間・休日・休暇」「賃金の条件」「健康を損ねたため」「人間関係」が上位に入り、これらが普遍的な離職理由であることがうかがえます。

また、勤続1年以内に離職した若者で突出する離職要因は、男女ともに「健康を損ねた」「人間関係」「自信喪失」となっており、入職直後の職場や仕事への適応が職場定

着に重要であることが確認できます。

他方で、5年超勤続者の離職では「キャリアアップ」「希望条件に合う仕事が見つかった」「結婚・出産・育児」が高く、前向きな理由が増加しています。

●労務管理のヒント

第3回調査では、仕事や働くことについての悩みを相談できる相手がいるか否かによって若者の職場定着状況は大きく左右されると予想し、相談状況を分析しています。

すると、早期に離職した若者ほど悩みがあっても相談しないまま離職した傾向がみられ、離職者は勤続者と比べて職場のコミュニケーションが不足している傾向も指摘された、としています。

不本意な早期離職を防止し職場定着を推進するには、だれでも利用できる「入職直後に相談できる場」を職場外に整備することが重要であると、結論づけています。

労働情報ポータルサイト「みんなの労働ナビ」が開設されました～厚生労働省

厚生労働省は3月13日、労働に関する情報を一括して検索できるポータルサイト「みんなの労働ナビ」を開設しました。近年、転職やリスキリングの需要が高まる一方、企業の労働力確保も重要な課題となっています。これに伴い、求職者や在職者、企業の採用・人事担当者、キャリアコンサルタントなど、幅広い層から労働に関する信頼性の高い情報へのアクセスニーズが高まっており、本サイトはそれらにワンストップで応えることを目的としています。

◆利用者属性や分野に応じて情報を整理

本サイトでは、以下の4つの利用者別に情報を整理し、必要な情報へ誘導する仕組みを整えています。

- ・求職者（就職・転職希望者）・学生
- ・在職者（キャリア形成、働き方）
- ・企業・事業主
- ・支援者（キャリアコンサルタント、教育機関など）

また、知りたい分野ごとの検索や、各種データ・統計等へのアクセスも容易となっ

ています。トップページには「ピックアップ欄」が設けられ、最新の情報や注目すべきトピックが重点的に発信されています。

◆ハローワークの求人・賃金動向を「見える化」

さらに同サイトでは、ハローワークの求人・賃金の動向を地域ごとに「見える化」する特設ページが準備されています。求人数や賃金水準など地域・職種ごとの状況を把握することで、企業は募集職種や地域の相場データに加え、近隣県等のデータを比較・参照することが出来ます。なお、掲載されるデータは3か月ごとに最新のものに更新される予定です。

「在留カード等読取アプリ」をご存知ですか？

◆外国人政策の見直しが進められています

外国人旅行者や日本で働く外国人が増える一方、受入れをめぐる問題が顕在化し、政府は、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（1月23日決定。以下、「総合的対応策」という）を策定しました。

◆外国人雇用に関する取組みも

総合的対応策では、不法滞在や不法就労への対策として、在留カードの偽造変造対策、不法就労助長者の取締まり強化とともに、企業が「在留カード等読取アプリ」を使用して在留カードの確認を行うことを挙げています。

また、外国人の雇入れ時・離職時に企業が提出する「外国人雇用状況の届出」の運用改善も挙げています。

◆「在留カード等読取アプリ」とは

国が無料で提供するアプリケーションで、スマートフォンやパソコンにダウンロードして使うことができます。本人の同意を得てカメラで在留カードのICチップを読み取った後、在留カード表面に印刷されている在留カード等番号を読み取ると、ICチップ内の情報と印刷情報を照合することができます。

「外国人雇用状況の届出」には、虚偽の届出等に対し30万円以下の罰金もありますので、外国人労働者に在留カードの提示を求め、届出事項をきちんと確認することが重要です。

◆「外国人雇用状況の届出」の運用改善

厚生労働省は検討会で議論を行っており、年1回程度の定期的な報告が必要ではないかという意見や一律に追加的な事務負担を求めるべきではないとの意見があります。今後の動向に注意しましょう。

マイカー通勤手当の非課税限度額が改正されました

① 片道 65 km以上の非課税限度額の引上げ

改正前の非課税限度額は、通勤距離が片道 55km 以上の人は一律 38,700 円/月額でしたが、片道 65 km 以上について、下記のように引き上げられました。

- ・片道 65km 以上 75km 未満 → 45,700 円
- ・片道 75km 以上 85km 未満 → 52,700 円
- ・片道 85km 以上 95km 未満 → 59,600 円
- ・片道 95km 以上 → 66,400 円

② 駐車場料金相当額の非課税限度額への加算

マイカー通勤者が一定の要件を満たす駐車場等（※）を利用している場合、その駐車場料金相当額（上限 5,000 円/月額）を、通勤距離の区分による非課税限度額に加算できることとなりました。